

平成28年度 事業計画書

自 平成28年 7月 1日

至 平成29年 6月30日

一般社団法人 流動化・証券化協議会

目 次

I. 平成28年度事業計画の基本方針	2
II. 委員会・WGの活動について	2
(1) 全般	2
(2) 法制関連	3
(3) 会計・税務関連	3
(4) 市場関連	4
(5) 国際関連	4
III. 講座・セミナーの活動について	5
(1) 実務セミナー	5
(2) 基礎講座	5
(3) 実践講座	5
(4) その他セミナー・説明会等	5
IV. 国際規制等への対応について	5
V. 海外の関係団体主催の会合等への協賛・参加について	5
VI. その他の活動について	6
(1) ABCP/ABL 統計調査の実施	6
(2) 会員への情報発信、情報の共有化	6
(3) その他	6

I. 平成28年度事業計画の基本方針

- ・ 当協議会は、「資産の流動化及び証券化に関する市場並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与すること」という定款の目的に資するため、「資産の流動化及び証券化並びに金融・資本市場に関する調査・研究」、「内外関係機関等との交流・協力」、「普及・啓発」、「政策提言」等の事業を実施する。
- ・ 具体的には、各委員会・小委員会・ワーキンググループ（WG）（以下、「委員会・WG」という）の活動により、流動化・証券化並びに金融・資本市場に係る近時の諸課題に関する議論を深めることによって、実務への示唆を得る。
- ・ 各種講座・セミナーの実施により、会員の役職員の知識の習得、人材育成の強化に努め、流動化・証券化実務に係る研修制度として、より一層の内容の充実を図る。
- ・ 流動化・証券化実務に多大な影響を与えるような新たなトピックが生じた際は、随時、セミナー・説明会等の実施により、タイムリーかつ有益な情報を提供する。
- ・ バーゼル銀行監督委員会を中心に進められている国際規制等への対応は、従前にも増して重要性を帯びているため、国際規制等に対応するための委員会を新設することによって専門的に対応することとし、また国内外を問わず、様々な市場関係者、関係団体、行政機関等との協力関係を強化しながら、わが国の証券化市場の実情を踏まえた意見表明等を行う。
- ・ 海外の関係団体主催の会合に協賛し、参加することにより、当協議会の存在を海外にアピールするとともに、海外における証券化市場の近時の動向に係る情報収集、人的交流の促進を図る。
- ・ より多くの市場関係者に当協議会への参加を促し、より広範な意見の集約、情報発信に努め、資産の流動化・証券化並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与する。

II. 委員会・WGの活動について

(1) 全般

- ・ 流動化・証券化を取り巻く環境の変化等に迅速に対応するために、随時、委員会・WGの新設、廃止を含めた体制の見直しを行い、より円滑な活動を実施するための体制整備に努める。
- ・ 各委員会・WGの委員は、取り上げるトピックに知見を有する者を会員の役職員から選定するか、あるいは委員への就任を希望する会員の役職員を募集することにより決定し、委員の改選は各委員会・WGで検討する。また、トピックの内容に応じて、会員外の者が委員に就任することを認める。
- ・ 委員会・WGの活動は原則として協議会内において公表することとし、委員会・WGへの会員の傍聴参加を認めるとともに、会員専用ホームページ等を通じた情報の共有を行う。但し、取り上げるトピックや議論の内容等に応じ、やむを得ない場合は、協議会内での活動の公表、情報の共有の可否を各委員会・WGの判断に委ねる。
- ・ 案件の特殊性に鑑み、対応に極めて迅速性が要求されるような場合や、現状設

置されている委員会・WG に受け皿となるものがない場合等のやむをえない場合は、当協議会の運営全般について協議する場である運営委員会において承認を得た上で、同委員会直轄の位置付けの委員会・WG を設置できることとする。

- ・ 委員会・WG の活動の成果（検討結果）については、各委員会・WG の責任において取りまとめを行い、必要に応じてパブコメ意見書等の提出を行うほか、内容に応じて積極的に公表する。
- ・ 法制、会計・税務、市場、国際の各分野別ではなく、横断的な検討が適切であると認められる場合は、合同で会合を開催するなど柔軟な運営を可能とする。
- ・ セミナー等を利用して委員会・WG の活動成果の発表等を行うことにより、会員への知見の還元に取り組む。

（2）法制関連

① 金融関連法制ディスカッションWG

- ・ 本WG委員の所属する法律事務所のご協力を得て、流動化・証券化並びに金融・資本市場に係る幅広い法的論点に係る発表を行い、その発表内容を基に委員間のディスカッションを行うことにより、様々な法的課題の対応への示唆を得る。
- ・ 各法律事務所により作成された発表用のレジュメや、ディスカッションを通じて何らかの成果の取りまとめがなされた場合は、当協議会の会報誌等に掲載することにより、広くその成果を周知していく。

② プロファイの実務に関する検討WG（仮称）※新設

- ・ 証券化との類似性・親近性が強いプロジェクト・ファイナンスに関して、従前の実務およびその前提となる法的枠組みの見直しの必要性が指摘されている現状に鑑み、わが国におけるプロジェクト・ファイナンスの実務に係る法的問題点等に関し、より掘り下げた検討を行う場として「プロファイの実務に関する検討WG（仮称）」を新設する。
- ・ 本WGにおける検討内容によっては、中間論点整理的なペーパーを作成し、公表するなど、本WGでの検討成果を対外的にも幅広く周知していく。

（3）会計・税務関連

① 会計小委員会

- ・ IFRS を中心とする会計制度の国際化や変更等に関して、証券化取引の実態を勘案した適正な制度設計・運用の観点から検討を行い、状況に応じて制度設計者との意見交換、働きかけ等のアクションを行う。
- ・ IFRS 以外の証券化取引に係る会計上の諸論点も幅広く取り上げて、議論を深めることによって、証券化取引に係る会計実務への示唆を得る。

(4) 市場関連

① アジアにおける証券化WG

- ・本邦オリジネーター・アレンジャーが、アジア市場において証券化取引を行う際の諸課題に関する相互理解を深めること、および課題認識を共有すること等を目的として開催する。
- ・当面は、アジアの証券化市場、金融・資本市場等に係る有識者からのプレゼンテーションによる実態把握、課題・論点の抽出等を中心とした活動を行う。但し、アジアの証券化市場に特筆すべき動きが見られた場合は、優先的に検討を行う。

② 証券化技術を使ったバンキングWG

- ・流動化・証券化取引に示唆を与えると思われるトピックを幅広い観点から取り上げ、有識者によるプレゼンテーションおよび質疑応答、意見交換を行うことによって、証券化実務への示唆を得る。
- ・本WGが、平成21年6月から調査を実施している「ABCP/ABL統計調査」については、引き続き四半期ごとに実施し、数値の公表を行う。

(5) 国際関連

① 国際規制委員会（仮称）※新設

- ・バーゼル銀行監督委員会主導で検討が進められている国際規制等は、今後、わが国の証券化市場を再活性化させる上で大きな障害となるおそれがあるため、当協議会における証券化に関連する規制動向への対応を包括的に所掌する委員会として「国際規制委員会（仮称）」を新設する。
 - ・本委員会は、当局による意見募集に対応するなどの事後的な対応に留まらず、市場慣行等を踏まえた提言や当局および国内外の関係先に対する働きかけなどプロアクティブな活動を目指す。
 - ・本委員会の活動は、証券化に関連する規制動向（主に国際的な動向によるものを対象とするが、これには限定されない）に関する以下の事項とする。
 - ① 規制動向に関する体系的な情報収集と検討
 - ② 規制動向に関する当協議会会員からの意見の募集と集約
 - ③ パブリックコメントの作成（英訳作業またはその委託を含む）
 - ④ 当局、国内の業界団体との意見交換
 - ⑤ 海外の業界団体等との連携
 - ⑥ その他上記の活動に付随する事項
- ※ただし、会計面に係る対応等に関しては、引き続き、前記の「会計小委員会」が専管事項として対応する。

Ⅲ. 講座・セミナーの活動について

(1) 実務セミナー

会員の役職員に対して、流動化・証券化並びに金融・資本市場に関連するタイムリーな情報提供、制度改正の周知等を図るために、「実務セミナー」を開催する。

テーマは、流動化・証券化並びに金融・資本市場の近時の動向や新たなトピック、法制度の改正動向等、会員のニーズを踏まえた上で、タイムリーなテーマを幅広く選定する。

(2) 基礎講座

会員の新入社員（職員）や転任者など、流動化・証券化実務に初めて携わる初心者向けに、流動化・証券化実務の基礎的知識を身につける場として「基礎講座」を開催する。

(3) 実践講座

流動化・証券化に携わる人材の育成の強化を図る観点から、会員の社員（職員）向けの研修サービスの、より一層の充実を図るべく、上記「基礎講座」のアドバンスコースとして「実践講座」を開催する。

内容的には、証券化論、会計税務、プライシング、証券化取引に係る法律実務の問題点や法的論点の検証、格付会社の格付手法など、より実践的な内容の講義を実施する。

(4) その他セミナー・説明会等

流動化・証券化実務に多大な影響を与えるような新たなトピックが生じた際は、随時、セミナー等の開催によって、会員にタイムリーかつ有益な情報を提供する。

また、金融庁等の行政機関が、当協議会会員を対象とする説明会を実施する場合は、円滑な説明会の開催に資するために、全面的な協力を行う。

Ⅳ. 国際規制等への対応について

バーゼル銀行監督委員会主導で検討が進められている国際規制等は、今後、わが国の証券化市場を再活性化させる上で大きな障害となるおそれがあるため、前記（Ⅱ.（5））のとおり、証券化に関連する規制動向への対応を包括的に所掌する委員会として「国際規制委員会（仮称）」を新設し、よりプロアクティブな規制対応を実施できる体制を整備することとする。

Ⅴ. 海外の関係団体主催の会合等への協賛・参加について

近時の海外における証券化市場、金融市場の動向把握、情報収集の観点、および海外の市場関係者との人的交流の促進の観点、さらには当協議会の海外へのアピールの観点から、本年度も、アジアを中心とする海外の関係団体が主催するコンファレンス、フォーラム等への協賛を行い、可能な限り会合に参加することとする。

さらに、アジアのみならず、欧米における関係当局、関係機関等との交流も積極的に図ることとする。

なお、会合に参加した場合は、その内容を取りまとめて、適宜、会員や関係する委員会・WGの委員等に情報提供を行う。

VI. その他の活動について

(1) ABCP/ABL 統計調査の実施

証券化技術を使ったバンキング WG が、平成 21 年 6 月から調査を実施している ABCP/ABL の市場把握を目的とした「ABCP/ABL 統計調査」は、本年度も引き続き四半期ごとに実施して数値の蓄積を行う。

その調査結果は、当協議会会員に周知するとともに、当協議会ホームページへのアップロード等による公表を行う。

(2) 会員への情報発信、情報の共有化

ホームページのコンテンツの充実、会報誌『SFJ Journal』の誌面の充実等により、証券化市場の動向、関連諸制度の動向、証券化を取り巻く課題等に関して、会員に対するタイムリーな情報発信を行い、また情報の共有化を図る。

(3) その他

① 新規会員の開拓

証券化市場の縮小に伴い、会員数が減少傾向にあるため、より既存の会員にとって有意義な事業展開を図るとともに、新規会員の開拓にも力を入れる。

② 情報・文献等の収集・整備

証券化市場、証券化実務等に係る国内外の情報・文献等の収集・整備を図る。

以 上